

## 弁済業務保証金制度の認証申出について

一般社団法人 全国旅行業協会

次の旅行者について、認証の申出を受け付けております。該当する旅行者と旅行業務に関する取引で、当協会の保証社員であった期間におけるものによって生じた債権を有する旅行者は、当協会所定の手続きに従い、当協会東京都支部に認証の申出をしてください。

### 1. 旅行者の名称等

- ① 商 号 : 東京さくらツーリスト株式会社
- ② 主たる営業所の所在地 : 東京都杉並区方南一丁目11番14号
- ③ 代 表 者 : 代表取締役 三橋 明仁
- ④ 旅行業の業務の範囲 : 第2種旅行業務
- ⑤ 登 録 番 号 : 東京都知事登録 第2種 第3647号
- ⑥ 最初の認証申出のあった日 : 平成29年3月7日
- ⑦ 保証社員資格取得日 : 平成11年11月30日
- ⑧ 保証社員資格喪失日 : 平成29年3月3日
- ⑨ 弁 済 限 度 額 : 1,100万円

2. 旅行者について、前項の「最初の認証申出のあった日」欄に掲げる日から60日を経過した日までなされた認証の申出は、同60日を経過した日に同時に受理されたものとみなし、認証の事務を行います。当該業者に係る最小の認証申出は平成29年3月7日になされたので、認証申出同時受理期間は平成29年5月6日までとなります。（注1）

3. 前項の60日を経過した後に認証の申出があったものについては、受理の順序に従って認証の事務を行います。（注2）

（注1） この60日の期間内に認証の申出があった債権額の合計が弁済限度額を超える場合は、認証の申出があった債権額の割合によって認証されます。この場合、60日を経過した後に申出があった債権については認証されません。

（注2） 認証した額の合計が弁済限度額に達した場合は、以後の申出に係る債権については認証されません。

お問い合わせ先 : (一社)全国旅行業協会 東京都支部 TEL : 03-5210-2500  
(一社)全国旅行業協会 本部事務局 TEL : 03-5401-3600